

平成 26 年度  
第 3 回  
岩手県私立学校審議会資料

日 時 平成 27 年 3 月 27 日 (金) 午前 10 時

場 所 岩手県庁 3 階 議会第三会議室

岩手県総務部法務学事課

## 岩手県私立学校審議会委員名簿

平成26年7月14日現在

	職 名 等	氏 名	備 考
1	学校法人コアトレース理事長	久 保 榮 子	
2	学校法人双葉学園理事長	今 西 界 雄	
3	盛岡スコーレ高等学校長	横 田 禮 子	
4	学校法人つばめ学園理事長	工 藤 純 世	
5	岩手県立大学社会福祉学部教授	咲 間 まり子	
6	株式会社長島製作所常務取締役	新 宮 由紀子	
7	弁護士	須 山 通 治	
8	盛岡白百合学園中学校長 高等学校長	萩 原 禮 子	
9	岩手大学教育学部教授	田 代 高 章	
10	元岩手県教育委員会教育長	佐 藤 勝	

(敬称略 議席番号順)

# 次 第

## 1 開 会

## 2 出席者の確認

## 3 挨拶

## 4 議 事

### (1) 議事録署名委員の指名

### (2) 諮問事項（9件）

#### ア 私立学校の廃止認可及び学校法人の解散認可について

学校法人見真学園 あげぼの幼稚園（奥州市）……………議案第1、2号

#### イ 学校設置者の変更認可及び学校法人の解散認可について

学校法人小鳩学園 こぼと幼稚園（奥州市）……………議案第3、4号

#### ウ 私立学校の廃止認可について

月が丘幼稚園（盛岡市）……………議案第5号

日高幼稚園（奥州市）……………議案第6号

一関幼稚園（一関市）……………議案第7号

水木舞踊学校（盛岡市）……………議案第8号

#### エ 高等学校の学科の廃止認可について

盛岡中央高等学校（盛岡市）……………議案第9号

### (3) 協議事項（1件）

#### 専修学校の設置計画について

学校法人龍澤学館 盛岡看護医療大学校……………議案第10号

## 5 報告事項（4件）

### (1) 平成26年度第2回私立学校審議会答申に係る認可事項について

### (2) 全国私立学校審議会連合会第69回総会の概要について

### (3) 平成27年度私立学校審議会について

### (4) 岩手県私立学校新設等一覧について

## 6 その他

## 7 閉 会

議案第1号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容																							
幼 稚 園 名	あけぼの幼稚園																							
位 置	奥州市水沢区東町38番地																							
設 置 者	学校法人 見真学園																							
廃 止 の 理 由	園児の減少により、幼稚園の運営を継続していくことが困難となったため。																							
廃 止 の 時 期	平成27年3月31日																							
園児の処置方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定 員</th> <th>在園児</th> <th>処置方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳児</td> <td rowspan="2">35人</td> <td>3人</td> <td>転園</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>4人</td> <td>転園</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>35人</td> <td>5人</td> <td>転園</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>35人</td> <td>6人</td> <td>平成27年3月末で卒園</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>105人</td> <td>18人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	定 員	在園児	処置方法	満3歳児	35人	3人	転園	3歳児	4人	転園	4歳児	35人	5人	転園	5歳児	35人	6人	平成27年3月末で卒園	計	105人	18人	
区 分	定 員	在園児	処置方法																					
満3歳児	35人	3人	転園																					
3歳児		4人	転園																					
4歳児	35人	5人	転園																					
5歳児	35人	6人	平成27年3月末で卒園																					
計	105人	18人																						
教職員の処置方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教職員</th> <th>処 置 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園 長</td> <td>再就職予定なし</td> </tr> <tr> <td>本務教員1人</td> <td>他の私立幼稚園に勤務</td> </tr> <tr> <td>本務教員1人</td> <td>他業種に就職</td> </tr> <tr> <td>本務教員2人</td> <td>当面就職しない意向</td> </tr> <tr> <td>兼務教員1人</td> <td>再就職予定なし</td> </tr> <tr> <td>兼務職員1人</td> <td>本務先法人に専従</td> </tr> </tbody> </table> <p>※園長（学校法人見真学園理事長）から聴取</p>	教職員	処 置 方 法	園 長	再就職予定なし	本務教員1人	他の私立幼稚園に勤務	本務教員1人	他業種に就職	本務教員2人	当面就職しない意向	兼務教員1人	再就職予定なし	兼務職員1人	本務先法人に専従									
教職員	処 置 方 法																							
園 長	再就職予定なし																							
本務教員1人	他の私立幼稚園に勤務																							
本務教員1人	他業種に就職																							
本務教員2人	当面就職しない意向																							
兼務教員1人	再就職予定なし																							
兼務職員1人	本務先法人に専従																							
校地、校舎等の処置方法	学校法人解散による清算に伴い、処分（代物弁済による借入金返済）予定。																							
備 考																								

議案第2号

学校法人の解散認可について

学校法人の解散認可申請の概要

項 目	内 容																																							
学 校 法 人 名	学校法人 見真学園																																							
位 置	奥州市水沢区東町 38 番地																																							
理 事 長	山 折 睦 子																																							
解 散 の 理 由	法人設立の目的であるあけぼの幼稚園を廃止することとしたため。																																							
解 散 の 時 期	平成 27 年 3 月 31 日																																							
残余財産の処分方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 85%;">資産総額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">32,393,461 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 基本財産</td> <td style="text-align: right;">31,402,370 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア 校地 530.26 m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: right;">20,672,186 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 校舎 439.93 m<sup>2</sup></td> <td style="text-align: right;">8,153,013 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ その他(構築物、図書、校具教具等)</td> <td style="text-align: right;">2,577,171 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 運用財産(現金、預金)</td> <td style="text-align: right;">991,091 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>負債総額</td> <td style="text-align: right;">44,991,091 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1) 固定負債(長期借入金)</td> <td style="text-align: right;">36,000,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 流動負債(短期借入金)</td> <td style="text-align: right;">8,000,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 清算費用見込額</td> <td style="text-align: right;">991,091 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>正味財産(1-2)</td> <td style="text-align: right;">△12,597,630 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>負債の一部の債務免除</td> <td style="text-align: right;">12,597,630 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>差引残余財産の額(3+4)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> </table>	1	資産総額	32,393,461 円		(1) 基本財産	31,402,370 円		ア 校地 530.26 m <sup>2</sup>	20,672,186 円		イ 校舎 439.93 m <sup>2</sup>	8,153,013 円		ウ その他(構築物、図書、校具教具等)	2,577,171 円		(2) 運用財産(現金、預金)	991,091 円	2	負債総額	44,991,091 円		(1) 固定負債(長期借入金)	36,000,000 円		(2) 流動負債(短期借入金)	8,000,000 円		(3) 清算費用見込額	991,091 円	3	正味財産(1-2)	△12,597,630 円	4	負債の一部の債務免除	12,597,630 円	5	差引残余財産の額(3+4)	0 円
1	資産総額	32,393,461 円																																						
	(1) 基本財産	31,402,370 円																																						
	ア 校地 530.26 m <sup>2</sup>	20,672,186 円																																						
	イ 校舎 439.93 m <sup>2</sup>	8,153,013 円																																						
	ウ その他(構築物、図書、校具教具等)	2,577,171 円																																						
	(2) 運用財産(現金、預金)	991,091 円																																						
2	負債総額	44,991,091 円																																						
	(1) 固定負債(長期借入金)	36,000,000 円																																						
	(2) 流動負債(短期借入金)	8,000,000 円																																						
	(3) 清算費用見込額	991,091 円																																						
3	正味財産(1-2)	△12,597,630 円																																						
4	負債の一部の債務免除	12,597,630 円																																						
5	差引残余財産の額(3+4)	0 円																																						
備 考	固定負債 36,000,000 円及び流動負債 8,000,000 円は、基本財産 31,402,370 円で代物弁済し、残債額 12,597,630 円は債務免除される。																																							

## 学校設置者の変更認可について

## 学校設置者の変更認可申請の概要

項 目		内 容
学 校 名	変 更 前	こばと幼稚園
	変 更 後	変更なし
位 置		奥州市水沢区福吉町31番地3
旧 設 置 者		学校法人 小鳩学園
新 設 置 者		社会福祉法人 無量寿会
変 更 の 事 由		<p>現在、こばと幼稚園は社会福祉法人無量寿会が設置する認可保育所「福原保育園」と連携して現行制度での幼保連携型認定こども園（以下「旧幼保連携型認定こども園」という。）の認定を受けている。</p> <p>平成27年4月1日から施行される「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）の一つである「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法一部改正法）の規定により、旧幼保連携型認定こども園の認定を受けている施設については、新制度施行と同時に、新制度下での幼保連携型認定こども園（以下「新幼保連携型認定こども園」という。）の設置認可を受けたものとみなされるとともに、現行の幼稚園及び保育所の設置認可は自動的に失効する（以下「みなし設置認可」という。）。</p> <p>旧幼保連携型認定こども園を複数の設置者により運営している場合は、新制度施行日までに新幼保連携型認定こども園の設置者を単一化しなければならぬため、幼稚園又は保育所のいずれかの事業をいずれかの法人に譲渡しなければならない。</p> <p>本申請者である学校法人小鳩学園及び社会福祉法人無量寿会では、新制度施行に向け、こばと幼稚園の設置者を、学校法人小鳩学園から社会福祉法人無量寿会に変更することにより、旧幼保連携型認定こども園の設置者を社会福祉法人無量寿会に単一化し、新制度施行日のみなし設置認可に対応しようとするもの。</p>
変 更 の 時 期		平成27年3月31日

1 収支予算

(1) 平成27・28年度予算（新幼保連携型認定こども園、社会福祉法人会計）

(単位：円)

科 目		年 度	平成27年度	平成28年度	増 減 (H28-H27)
事業活動資金収支	収入	保育事業収入（仮称）	170,157,096	170,157,096	0
		借入金利息補助金収入	0	0	0
		経常経費寄附金収入	0	0	0
		受取利息配当金収入	15,000	15,000	0
		その他の収入	0	0	0
		事業活動収入計	170,172,096	170,172,096	0
	支出	人件費支出	147,590,000	147,590,000	0
		事業費支出	23,875,000	23,875,000	0
		事務費支出	13,067,000	13,067,000	0
		支払利息支出	0	0	0
		その他の支出	0	0	0
事業活動支出計		184,532,000	184,532,000	0	
事業活動資金収支差額			▲14,359,904	▲14,359,904	0
施設整備等による収支	収入	その他の施設整備等による収入	0	0	0
		施設整備等収入計	0	0	0
	支出	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0
		固定資産取得支出	0	0	0
		その他の施設整備等による支出	0	0	0
		施設整備等支出計	0	0	0
施設整備等資金収支差額			0	0	0
その他活動収支	収入	サービス区分間繰入金収入	0	0	0
		積立資産取崩収入	10,000,000	10,000,000	0
		その他の活動収入計	10,000,000	10,000,000	0
	支出	サービス区分間繰入金支出	0	0	0
		積立資産支出	0	0	0
		その他の活動支出計	0	0	0
その他の活動資金収支差額			10,000,000	10,000,000	0
当期資金収支差額合計			▲4,359,904	▲4,359,904	0

(参考)

収 入 合 計	180,172,096	180,172,096	0
支 出 合 計	184,532,000	184,532,000	0
当期資金収支差額合計	▲4,359,904	▲4,359,904	0

2 定員等の状況（平成26年5月1日現在）

	定 員		実 員	
3歳児	20人	1学級	35人	1学級
4歳児	50人	2学級	30人	1学級
5歳児	50人	2学級	27人	1学級
計	120人	5学級	92人	3学級

3 施設の状況（幼稚園設置基準【文部省令】）

	面積	設置基準（5学級）	審査結果
園舎	629.35 m <sup>2</sup>	620 m <sup>2</sup>	○
運動場	1,421.00 m <sup>2</sup>	540 m <sup>2</sup>	○

4 教職員数（幼稚園設置基準【文部省令】）

	人数（本務）	設置基準（5学級）	審査結果
園長	1人	1人	○
教諭	7人	5人	○
事務職員	1人	配置努力義務	○

5 幼稚園の規模等の状況（幼稚園に関する設置等認可審査基準【県内規】※）

	状況	基準	審査結果
学級数	5学級	2学級以上	○
園児（定員）数	120人	70人以上	○
園地面積	2,415.00 m <sup>2</sup>	1,064 m <sup>2</sup> 以上	○
保育室1室面積	【1室】66.24 m <sup>2</sup> 【1室】66.24 m <sup>2</sup> 【1室】79.49 m <sup>2</sup> 【1室】79.49 m <sup>2</sup> 【1室】49.68 m <sup>2</sup>	53 m <sup>2</sup> 以上/室	○
遊戯室面積	139.12 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup> 以上	○

※子ども・子育て支援新制度施行予定に併せて、平成27年4月1日から改正

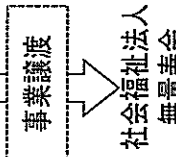
（参考）

幼稚園の規模等の状況（幼稚園等に関する設置等認可審査基準【県内規】改正後）

	状況	基準	審査結果
学級数	5学級	—	—
園児（定員）数	120人	—	—
園地面積	2,415.00 m <sup>2</sup>	—	—
保育室1室面積	【1室】66.24 m <sup>2</sup> 【1室】66.24 m <sup>2</sup> 【1室】79.49 m <sup>2</sup> 【1室】79.49 m <sup>2</sup> 【1室】49.68 m <sup>2</sup>	(保育室収容定員×1.98) m <sup>2</sup> 以上/室 ≥ 定員20人×1.98 = 39.60 m <sup>2</sup> ≥ 定員25人×1.98 = 49.50 m <sup>2</sup> ≥ 定員25人×1.98 = 49.50 m <sup>2</sup> ≥ 定員25人×1.98 = 49.50 m <sup>2</sup> ≥ 定員25人×1.98 = 49.50 m <sup>2</sup>	○※
遊戯室面積	139.12 m <sup>2</sup>	—	—

※ 平成27年3月31日現在で現に存する園舎については、従前の例によるもの。



<p>こばと幼稚園・福原保育園</p>		<p>H27.3.31(今回の申請)</p>		<p>H27.4.1(新制度施行予定日)</p>	
<p>現状</p>	<p>旧幼保連携型認定こども園</p>		<p>旧幼保連携型認定こども園</p>		<p>新幼保連携型認定こども園</p>
<p>【認定こども園制度】</p>	<p>幼稚園</p>	<p>保育所</p>	<p>幼稚園</p>	<p>保育所</p>	<p>幼保連携型認定こども園</p>
<p>【設置者】</p>	<p>学校法人 小鳩学園</p>	<p>社会福祉法人 無量寿会</p>	<p>学校法人 小鳩学園  </p>	<p>社会福祉法人 無量寿会</p>	<p>社会福祉法人 無量寿会</p>
<p>① 現行の施設は、複数法人で運営しているため、新制度施行日までに、法人間で幼稚園又は保育所のいずれか(譲渡施設)に関する事業譲渡等が必要。</p>		<p>② 新制度施行日の前日(27.3.31)に、幼稚園事業について、学校法人から社会福祉法人へ事業譲渡を行う計画(新制度施行日の前日に単一の設置主体での運営に移行)幼稚園の設置者の変更は、設置者変更の認可が必要。また、学校法人小鳩学園は、『設置する学校』が存在しなくなるため解散。</p>		<p>③ H27.4.1時点で、新幼保連携型認定こども園の『みなし設置認可』(みなし移行)幼稚園及び保育所の設置認可は、自動的に失効。</p>	

設置する学校なし  
⇒法人解散

議案第4号

学校法人の解散認可について

学校法人の解散認可申請の概要

項目	内容	
学校法人名	学校法人 小鳩学園	
位 置	奥州市水沢区寺小路 33	
理 事 長	内 田 量 樹	
解 散 の 理 由	法人設立の目的であるこぼと幼稚園の事業を、社会福祉法人無量寿会に譲渡することとしたため。	
解 散 の 時 期	平成 27 年 3 月 31 日	
残余財産の処分方法	学校法人小鳩学園の全ての事業を、平成 27 年 3 月 31 日付けて社会福祉法人無量寿会へ譲渡するもの。	
	1 資産総額	113,955,384 円
	(1) 基本財産	94,380,234 円
	ア 校地 2,415.89 m <sup>2</sup>	57,015,183 円
	イ 校舎 629.35 m <sup>2</sup>	22,535,036 円
	ウ その他(構築物、図書、校具教具等)	14,830,015 円
(2) 運用財産(現金、預金、未収金)	19,575,150 円	
2 負債総額	6,316,263 円	
(1) 固定負債(長期借入金)	0 円	
(2) 流動負債(未払金、前受金、預り金)	5,092,463 円	
3 正味財産(1-2)	107,639,121 円	
4 事業譲渡額(正味財産ベース)	107,639,121 円	
5 差引残余財産の額(3-4)	0 円	
備 考		

議案第5号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容
幼 稚 園 名	月が丘幼稚園
位 置	盛岡市月が丘二丁目7番5号
設 置 者	学校法人 龍澤学館
廃 止 の 理 由	平成27年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行するため。
廃 止 の 時 期	平成27年3月31日
園 児 の 処 置 方 法	引き続き幼保連携型認定こども園に在籍
教 職 員 の 処 置 方 法	引き続き幼保連携型認定こども園で雇用
校 地、校 舎 等 の 処 置 方 法	引き続き幼保連携型認定こども園で使用
備 考	

議案第6号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容
幼 稚 園 名	日高幼稚園
位 置	奥州市水沢区字日高小路17番地
設 置 者	学校法人 日高学園
廃 止 の 理 由	平成27年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行するため。
廃 止 の 時 期	平成27年3月31日
園 児 の 処 置 方 法	引き続き幼保連携型認定こども園に在籍
教 職 員 の 処 置 方 法	引き続き幼保連携型認定こども園で雇用
校 地、校 舎 等 の 処 置 方 法	引き続き幼保連携型認定こども園で使用
備 考	

議案第7号

学校の廃止認可について

学校の廃止認可申請の概要

項 目	内 容
幼 稚 園 名	一関幼稚園
位 置	一関市字釣山31番地の4
設 置 者	学校法人 願成寺学園
廃 止 の 理 由	平成27年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行するため。
廃 止 の 時 期	平成27年3月31日
園 児 の 処 置 方 法	引き続き幼保連携型認定こども園に在籍
教 職 員 の 処 置 方 法	引き続き幼保連携型認定こども園で雇用
校地、校舎等の 処 置 方 法	引き続き幼保連携型認定こども園で使用
備 考	

議案第8号

私立学校（各種学校）の廃止認可申請について

申請の概要

項目	内容										
学校名	水木舞踊学校										
位置	盛岡市前九年二丁目15番14号										
設置者	水木歌澄（相続人 水木歌寿）										
廃止する課程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>在籍者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞踊</td> <td>幼児科 本科 師範科 研究科</td> <td>3年 6年以上 3年以上 特になし</td> <td>若干名</td> <td>51人</td> </tr> </tbody> </table>	課程	学科	修業年限	入学定員	在籍者数	舞踊	幼児科 本科 師範科 研究科	3年 6年以上 3年以上 特になし	若干名	51人
課程	学科	修業年限	入学定員	在籍者数							
舞踊	幼児科 本科 師範科 研究科	3年 6年以上 3年以上 特になし	若干名	51人							
廃止の事由	設置者の死亡による。										
廃止の時期	平成27年3月31日										
生徒の処置状況	教員個人の舞踊教室に預ける。										
教職員の処置方法	個人の舞踊教室に徹する。										
校地校舎の処置方法	水木歌寿が個人の別邸宅として使用する。										
備考											

議案第9号

高等学校の学科の廃止認可について

高等学校の学科の廃止認可申請の概要

項 目	内 容												
学 校 の 名 称	盛岡中央高等学校												
位 置	盛岡市みたけ四丁目26番1号												
設 置 者	学校法人 龍澤学館												
廃 止 の 理 由	<p>「自動車工学科」及び「情報処理科」について、近年、卒業後の就職が困難になっており、定員に対する入学者の割合が大幅に下回る状況が続いたことから、平成25年度からの募集を停止し、その定員を普通科に改編していた。</p> <p>平成27年3月をもって「自動車工学科」及び「情報処理科」に在籍する生徒が全員卒業したことから、これを廃止しようとするものである。</p>												
廃 止 の 時 期	平成27年3月31日												
廃 止 学 科 の 概 要	<p style="text-align: right;">(平成26年5月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> <th>在籍生徒数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車工学科</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> <tr> <td>情報処理科</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">18</td> </tr> </tbody> </table>	学科名	入学定員	総定員	在籍生徒数	自動車工学科	0	80	33	情報処理科	0	40	18
学科名	入学定員	総定員	在籍生徒数										
自動車工学科	0	80	33										
情報処理科	0	40	18										
教 職 員 の 処 置 方 法	<p>盛岡中央高等学校の教職員として、又は、学校法人龍澤学館が設置する他部門において雇用を継続する予定である。</p>												

専修学校の設置計画について

計画の概要

項目	内 容						
学 校 名	盛岡看護医療大学校						
位 置	盛岡市中央通三丁目 3 番 26 号						
設 置 者	学校法人 龍澤学館 (理事長 龍澤 正美)						
開 設 予 定 日	平成 28 年 4 月 1 日						
設 置 の 目 的	保健師助産師看護師法及び学校教育法に基づく看護師養成機関を設置し、看護師として必要な基礎的知識・技術・心構えを授けることに加えて、生涯にわたり継続的な資質・能力の啓発を行い、最善の看護を提供できる職業人としての看護師を養成することや、職業人としての素養を身につけ、日々の研鑽努力を惜しまず行える力を養い、より地域に根差した医療・看護をはじめ、保健、福祉の場で貢献できる有能な人材育成を目指します。						
課 程	課 程	学 科	修 業 年 限	入 学 定 員	総 定 員	備 考	
	医療専門課程	看護学科	3 年	40 人	120 人		
教 職 員 採 用 計 画	区 分	教 員 数		職 員 数		合 計	設置基準 (教員) 教員 4 名以上 (うち専任 3 名以上)
		専 任	兼 任	専 任	兼 任		
	1 年次	10	22	2	0	24	
	2 年次	0	18	0	0	18	
	3 年次	0	3	0	0	3	
合 計	10	43	2	0	55		
施 設 の 計 画	区 分	面 積	設 置 基 準			校地校舎は原則として自己所有であること	
	校 地	442.72 m <sup>2</sup>	—				
	校 舎	2,161.22 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>				
	校舎の内訳 (抜粋)						
区 分	室 数	面 積 (m <sup>2</sup> )	区 分	室 数	面 積 (m <sup>2</sup> )		
普通教室	3	201.6	休養室	1	9.8		
特別教室	4	384.8	事務室	1	19.2		
教職員室	1	55.5					



主な校具、教具等備品	区 分	数 量	区 分	数 量		
	校具	145 点	図書	2,521 点		
	教具	208 点				
収 支 予 算	年度 科目	収入 (千円)		年度 科目	支出 (千円)	
		28 年度	29 年度		28 年度	29 年度
	生徒納付金	48,000	88,000	人 件 費	53,386	56,830
	手数料収入	860	860	教育管理経費	17,750	23,850
	補助金収入	17,469	18,115	借入金等利息支出	0	0
	資産運用収入	5	5	借入金等返済支出	0	0
	事業収入	0	0	施設関係支出	0	0
	雑収入	0	0	設備関係支出	0	0
	前受金収入	48,000	68,000	資産運用支出	0	0
	その他収入	10,000	33,469	その他支出	9,800	15,600
	資金収入調整勘定	△17,469	△66,115	資金支出調整勘定	0	0
	前年度繰越支払資金	0	25,929	次年度繰越支払資金	25,929	71,983
	計	106,865	168,263	計	106,865	168,263

平成 26 年度

第 3 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 平成 26 年 3 月 27 日 (金) 午前 10 時

場 所 岩手県庁 3 階 議会第三会議室

岩手県総務部法務学事課

## 報告事項 1

### 平成 26 年度第 2 回私立学校審議会答申に係る認可事項について

(平成 26 年 10 月 1 日付け認可)

#### 1 学校の収容定員に係る学則変更認可について

- (1) 学校法人盛岡大学 盛岡大学附属厨川幼稚園 (盛岡市)
- (2) 学校法人盛岡大学 盛岡大学附属松園幼稚園 (盛岡市)
- (3) 学校法人北上学園 専修大学北上高等学校 (北上市)

#### 2 学校設置者の変更認可について

##### (1) 仁王幼稚園 (盛岡市)

旧設置者：宗教法人 日本聖公会盛岡聖公会

新設置者：学校法人 聖公会盛岡こひつじ学園

##### (2) なでしこ幼稚園 (盛岡市)

旧設置者：学校法人 撫子学園

新設置者：社会福祉法人 撫子会

##### (3) 福岡幼稚園 (二戸市)

旧設置者：学校法人 明照学園

新設置者：社会福祉法人 福岡隣保館福祉会

※学校設置者変更日を平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日に変更

#### 3 学校法人の寄附行為認可について

学校法人 聖公会盛岡こひつじ学園

#### 4 学校法人の解散認可について

学校法人 明照学園

※学校法人解散日を平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日に変更

#### 5 専修学校の学校設置認可について

- (1) 学校法人大原学園 大原スポーツ公務員専門学校盛岡校
- (2) 学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校

#### 6 専修学校の目的変更認可について

盛岡医療福祉専門学校



全国私立学校審議会連合会第 69 回総会の概要について

- 1 日 時 平成 26 年 10 月 30 日 (木) ～31 日 (金)
- 2 会 場 ホテルグランヴィア岡山 (岡山県岡山市)
- 3 出席者 法務学事課主査 木下 博章
- 4 総会

(1) 私立学校審議会委員功労者表彰について

(2) 報告・協議

- ア 平成 25 年度事業報告について
- イ 平成 25 年度決算報告及び監査報告について
- ウ 平成 26・27 年度役員の選出について
- エ 平成 26 年度事業計画について
- オ 平成 26 年度収支予算について
- カ 平成 27 年度都道府県分担金について
- キ 私立学校法の改正について
- ク 専門部会の協議議題について

①第 1 専門部会 (専修学校・各種学校関係)

②第 2 専門部会 (幼稚園・特別支援学校関係) (出席者参加)

③第 3 専門部会 (小学校・中学校・高等学校関係)

(別添「第 69 回総会岡山大会まとめ」のとおり)

**第1 専門部会**（専修学校・各種学校関係）**1. 専修学校・各種学校に対する現状の把握及び指導等について（関東・東京支部）**

経常費補助金を交付していない学校法人立以外の専修学校、各種学校に対する所轄庁として学校運営等の把握や指導などについて、提案の経緯が説明された後、意見交換が行われた。

〈事例1〉過去に経常費補助額として約4.5万円/人が計上されていたが、年々削減されて、いつしか経常費補助はなくなった。と同時に調査も実施されなくなった。昨年1万円/人として経常費補助が復活したが、以前のように調査が再開されることになると思われる。

〈事例2〉昭和57年ごろ、経常費補助額として1万円/人が計上されており、調査も実施されていたと記憶している。事例1と同様に予算縮小で7千円/人から最終的にカットされ、調査もなくなったが、経常費補助予算枠で学校に対して100万円/校の予算措置が取られた。

経常費補助金が交付されなければ実地調査は行われませんが、学生が学べる環境を維持するためにも、所轄庁には経常費補助金の交付の有無に関わらず実地調査を行ってほしいとの意見が出された。

今年4月、専修学校専門課程に職業教育を旗印に企業との連携等を謳った職業実践専門課程が導入され、本課程の認定要件には、指定様式にもとづいて学校の基本情報等を公開することが義務付けられている。これは専門学校への進学を考えている学生はもとより、広く社会全体に積極的に情報公開を行うものであり、情報公開は常に最新の情報であることが求められている。フレキシブルな制度設計が可能な専修学校・各種学校の強みを生かし、社会から信頼される学校として、今後、本制度の認定要件のように、経常費補助金交付の有無に関わらず積極的な情報公開を行う学校が増えていくのではないかと意見が出された。

**<各専門部会共通>****1. 私立学校法改正に伴う、措置命令や役員の解任勧告に係る対応等について**

（近畿支部、九州支部）

措置命令等の適否を審査する基準の策定については、報告事例がないため判断基準が曖昧で現段階ではほぼ皆無の状況である。本件は頻繁に起こりうる事案ではないため、個別の事例をもとに基準を策定することは難しい。

行政が措置命令を行う際には、必ず私立学校審議会に意見を求めることから、私立学校の独自性は担保されると思われるが、慎重な審査等を行える体制を整える必要がある

のではないか。

## 第2 専門部会（幼稚園・特別支援学校関係）

### 1. 新幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園廃止認可等について

（北海道・東北支部）

新幼保連携型認定こども園への移行に伴う幼稚園廃止認可等について、事前の調査資料と併せて、各都道府県からその状況を伺い協議を行った。

平成27年度から施行される子ども・子育て支援法において、現在の幼保連携型認定こども園が子ども・子育て支援新制度の新幼保連携型認定こども園に移行する場合「みなし認可時」に限り自動的に幼稚園の性格は失効する。すなわち幼稚園の廃止認可の必要はないというのが政府見解である（平成26年6月4日付関係3府省通知）。現行の幼稚園や幼稚園型認定こども園が新幼保連携型認定こども園に移行する場合の幼稚園廃止認可にあたっての私立学校審議会の審議の簡素化については検討中が20件、検討していないが18件という状況であった。新制度へ移行する園がそれほど多くない見込みもある中で今後の動向を踏まえた対応を考えている様子が伺えた。

### 2. 幼保連携型認定こども園の認可に係る私立学校審議会の関与について

（北海道・東北支部、関東・東京支部）

幼保連携型認定こども園の認可に係る私立学校審議会の関与について、事前の調査資料と併せて、各都道府県からその状況を伺い協議を行った。

各都道府県において、新幼保連携型認定こども園の認可に係る私立学校審議会の関与の対応は大部分が予定していないという状況である。私立学校審議会、児童福祉協議会等で合同部会を設けるケース、地方版の子ども・子育て会議において新たな審議会を設け、幼保の関係者を含めるケースなどの様々な対応が検討されていた。政令指定都市・中核市においては、認定こども園法改正により新幼保連携型認定こども園の認可の権限が法律上移譲されており、都道府県の機関である私立学校審議会が直接的に関与することはできなくなる。いずれにしても、新幼保連携型認定こども園には学校教育・私立学校としての性格も含まれ、適正配置や需要供給の観点から客観的な条件だけではなく総合的な判断が行われる必要があるため、私立幼稚園関係者の積極的な参画が望まれるとともに、私立学校審議会への報告など、連携した対応が必要との認識が示された。

### 3. 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う私立幼稚園の定員の認可基準の見直し、及び子ども・子育て支援新制度をめぐる私立幼稚園の状況について（中国支部）

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う私立幼稚園の定員の認可基準の見直し、及び子ども・子育て支援新制度をめぐる私立幼稚園の状況について事前の調査資料と併せて、各都道府県からその状況を伺い協議を行った。

現在、認可定員を超過している私立幼稚園の対応について、各都道府県において定員超過に対応するため、地域の実情に応じ定員の変更認可が行えるようにすることや子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園について市町村の設定する利用定員において弾力的な対応を行うことの検討が報告された。都道府県の定員の認可基準については定員充足率や周辺の幼児数などに鑑み、総合的な判断が行われる制度の検討が必要との報告もあり継続的な協議が望まれる。(認定こども園・保育所については、需給状況に応じた認可の仕組みが全国共通に導入されたところである。)

#### 4. 子ども・子育て支援新制度に伴う幼稚園設置基準に係る検討等について（四国支部）

子ども・子育て支援新制度に伴う幼稚園設置基準に係る検討等について事前の調査資料と併せて、各都道府県からその状況を伺い協議を行った。

子ども・子育て支援新制度導入後の幼稚園設置基準の見直しの検討については、一部の県で幼保連携型認定こども園に関する文言整理が検討されており、大部分が検討していないとの状況が報告された。

また、子ども・子育て支援新制度への移行の動向については、事前の調査より約2割程度の私立幼稚園が新制度への移行を検討している状況であり、各都道府県の対応は様々な現状である。私立幼稚園の新制度への円滑な移行とともに、新制度施行後も幼児教育の質を担保し、小学校就学前の子どもに対する子育て支援の総合的な提供を行える環境を整えるよう引き続き、協議を継続する必要がある。

#### 【第2 専門部会の総括】

第2 専門部会の議題に対する総括として、子ども・子育て支援新制度においては未だ未確定や流動的な部分が多い中で、現場は前に進まなくてはならない。今回の協議を通じて子ども・子育て支援新制度に私立学校審議会がどの部分まで関与すべきかの問題が浮き彫りになった。需給バランス等においても地域で幼稚園、保育所、認定こども園の関係が担保されるのか。今までは私立学校審議会が適正配置の役割も担っていたが、今後は共通の審議会の設置状況が様々なため、現場が混乱しないように私立学校審議会として引き続き協議を行う必要がある。

#### <各専門部会共通>

##### 1. 私立学校法改正に伴う、措置命令や役員解任勧告に係る対応等について

(近畿支部、九州支部)

私立学校法改正に伴う、措置命令や役員解任勧告に係る対応等について事前の調査資料と併せて、各都道府県からその状況を伺い協議を行った。本部会では各都道府県からの状況について現在のところ検討中との意見が多く、引き続きの協議を行うことが確認された。



### 第3 専門部会 (小学校・中学校・高等学校関係)

#### 1. 収容定員の増加申請に対する私立学校審議会の対応について (中部支部)

事前に実施した調査の結果では、私立学校間の慣行から離れた収容定員増を申請した学校について、不認可1例、条件付き承認1例であった。不認可事例は、増員に係る学則変更については抑制的対応とする旨を審査基準に明記していることをもって判断したもので、条件付き承認例は、恒常的な定員増の申請事例に対し、今後の周辺地域の生徒数の状況を鑑みて期限付きの承認をしたものである。

協議では、対応事例、対応策などについて意見交換、情報交換が行われた。生徒急減期を迎えるにあたり生徒の確保は各校において喫緊の課題であり、これに伴い、各私立学校審議会においても新たな対応課題が挙がってきている。

各私立学校審議会では、定員指標を設けている場合とそうでない場合があるが、特に生徒数激減に備え、収容定員等にかかる諮問に関し、地域の状況に応じ、事前に抑制の方針を決めておくなどの対応策を検討することが必要と考えられる。

なお、収容定員については、予め各都道府県の公私立学校協議会の場で、公立・私立学校間の生徒の受入れ分担数が決められるため、先ずは、この取り決めが重視されるべきであり、その上で、各私立学校は、都道府県に申請する前に、私学協会での話し合いなどを十分に行う必要がある。

#### 2. 広域通信制高等学校の定員増に対する対応状況について (関東・東京支部)

① 広域通信制高校は、制度上の問題として、行政所管は各都道府県でありながら、教育活動は全国的に展開されていることから、現実問題として所轄庁の指導監督が行き届かず、その間でサポート校が大きく関与し、思わしくない教育が展開されるなど、様々な問題が起こっている。これについては、最終的には制度を創設した国が、実態把握に基づき、所轄行政により指導・監督できるような仕組みを構築することが必要である。

② 全国私立学校審議会連合会として、文部科学省に対し、広域通信制高校のあり方について、当面最低限のガイドラインを早急に作成されるよう、要望していく必要がある。

③ 広域通信制高校の収容定員増については、広域通信制高校の在り方に関する問題でもあることから、文部科学省として、これらの収容定員に関し、認可都道府県が各学校の実態を把握し、適切に管理できるよう、措置を講じるべきであり、このことを要望に反映させることとされた。

### 3. いじめ防止対策推進法の施行に係る広域通信制高等学校への対応について

(近畿支部)

各私立学校審議会から、広域通信制高校でのいじめの問題は、教育内容の問題であり、今後、カウンセリング体制の充実などの検討が必要である、とする意見が出された。

私立学校審議会としては、いじめの問題も広域通信制高校の教育活動の課題の一つであり、通信制という制度の特殊事情の中で考えるべき課題であるとされた。

一方で、いじめに関する重大問題については、所轄庁と各学校との間で対処すべき事項である、と指摘された。

いじめの問題については、個々の学校での課題ではあるが、広域通信制高校の特殊事情を考慮し、文部科学省に対し、所轄の都道府県がいじめの状況を十分把握できるための措置を講じるよう要望する必要がある。

#### <各専門部会共通>

#### 1. 私立学校法改正に伴う、措置命令や役員解任勧告に係る対応等について

(近畿支部、九州支部)

法律の条文上、所轄庁が、不適切な運営をする学校に対し措置命令や勧告を行う際に「私立学校審議会の意見を聴かなくてはならない」という文言は、私立学校の自主性の尊重を促進するために設けられた。

国や行政の権限の濫用を防ぐために、実際に措置命令等の事例が発生した場合、私立学校審議会では、その措置の妥当性について審議する必要がある。

措置命令に至る事例は、当然のこととして「常識を超える場合」であり、それらの個々の事例について事前に一定の基準を示すことは困難である。むしろ、私立学校審議会は、私立学校の自主性・独自性を守るという趣旨から、それぞれの状況を受けて、十分に審議を尽くすことが重要であるとされた。

平成 27 年度私立学校審議会について

法学第 1156 号

平成 26 年 12 月 5 日

各私立幼稚園設置者  
各私立幼稚園長  
各市町村長

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

幼保連携型認定こども園設置に伴う学校廃止認可申請の取扱いについて（通知）

このことについて、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行日の前日において既に幼稚園を設置している者が、新制度の施行日（平成 27 年 4 月 1 日を予定。以下「施行日」という。）以降に新たな幼保連携型認定こども園を設置しようとする場合（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号、以下「認定こども園法改正法」という。）附則第 3 条第 1 項で規定する「みなし設置認可」を受ける場合を除く。）にあつては、学校教育法で定める学校廃止認可が必要であり、当該廃止認可の手続については申請期限も含め学校教育法施行細則（昭和 41 年岩手県規則第 70 号。以下「規則」という。）等に定められているところですが、当分の間、その取扱いについては下記のとおりとしたいので、申請をしようとする場合には御協力をお願いします。

なお、新制度施行に起因する学校設置認可申請及び学校の収容定員に係る学則変更認可申請の取扱いについては、平成 26 年 7 月 29 日付け法学第 624 号「子ども・子育て支援新制度施行予定に伴う私立幼稚園認可事務の取扱いについて（通知）」を参照願います。

記

1 本県の取扱い

幼保連携型認定こども園設置時期	学校廃止認可申請書 県法務学事課提出期限	岩手県私立学校審議会 諮問予定時期	備考
4 月～7 月	幼保連携型認定こども園を設置しようとする年度の前年度の 1 月末日を目途とする	幼保連携型認定こども園を設置しようとする年度の前年度の 3 月中	平成 27 年 4 月 1 日から幼保連携型認定こども園を設置する場合の学校廃止認可申請書の提出期限は、規則第 6 条の 5 ただし書「知事が特別な事情があると認めるとき」の規定により、平成 27 年 2 月 27 日とする。
8 月～9 月	設置しようとする年度の 5 月末日を目途とする	設置しようとする年度の 7 月中	
10 月～12 月	設置しようとする年度の 7 月末日を目途とする	設置しようとする年度の 9 月中	
1 月～3 月	設置しようとする年度の 11 月末日を目途とする	設置しようとする年度の 12 月中	

注 新認定こども園法施行日（平成 27 年 3 月 31 日）の前日までに現行の幼保連携型認定こども園の認定を受けている幼稚園にあつては、新認定こども園法附則第 3 条第 1 項で規定する「みなし設置認可」を受けることとなり、学校教育法上の学校設置認可は自動的に失効するため、学校廃止認可申請の手続は不要であること。

2 理由

学校廃止認可申請書の提出期限は、規則第 6 条の 5 及び別表の規定により、廃止しようとする日の 60 日前だが、岩手県私立学校審議会の開催時期・開催回数等を考慮し、あらかじめ当該提出期限の日前の提出を求めるもの。

3 その他

- (1) 平成 27 年度中に学校廃止認可を受けたい（みなし設置認可以外で新幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたい）場合は、平成 26 年 12 月 26 日（金）までに下記担当者宛て連絡すること。
- (2) この取扱いは、認可を担保するものではないため留意すること。

担当：私学振興担当 高橋  
電話：019-629-5042  
FAX：019-629-5049  
E-mail：AH0007@pref.iwate.jp



報告事項 4

岩手県私立学校新設等一覧について

H27.3.27現在

区分	学校名	所在地	設置者	学科名	修業年	定員	備考
設置者変更	仁王幼稚園	盛岡市	旧：宗教法人日本聖公会盛岡聖公会 新：学校法人聖公会盛岡こひつじ学園		3	100	H27.4.1～
設置者変更	なでしこ幼稚園	盛岡市	旧：学校法人撫子学園 新：社会福祉法人撫子会		3	315	H26.10.1～
学校廃止	月が丘幼稚園	盛岡市	学校法人龍澤学園		3	250	H27.3.31
学校廃止	日高幼稚園	奥州市	学校法人日高学園		3	200	H27.3.31
学校廃止	あけぼの幼稚園	奥州市	学校法人見真学園		3	105	H27.3.31
設置者変更	ことば幼稚園	奥州市	旧：学校法人小鳩学園 新：社会福祉法人無量寿会		3	120	H27.3.31～
学校廃止	一関幼稚園	一関市	学校法人願成寺学園		3	150	H27.3.31
設置者変更	福岡幼稚園	二戸市	旧：学校法人明照学園 新：社会福祉法人福岡隣保館福祉会		3	180	H27.3.31～
学科廃止	盛岡中央高等学校	盛岡市	学校法人龍澤学園	自動車工学科	3	80	H27.3.31
				情報処理科	3	40	
学校新設	大原スポーツ公務員専門学校盛岡校	盛岡市	学校法人大原学園	スポーツ学科	2	70	H27.4.1～
				公務員2年制学科	2	140	
				公務員1年制学科	1	35	
学校新設	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校	盛岡市	学校法人大原学園	経理本科2年制学科	2	280	H27.4.1～
				介護福祉学科	2	80	
学科新設	盛岡医療福祉専門学校	盛岡市	学校法人龍澤学園	スポーツ健康学科	2	80	H27.4.1～
学科新設	国際医療福祉専門学校一関校	一関市	学校法人阿弥陀寺教育学園	理学療法学科	3	120	H27.4.1～
設置計画	盛岡看護医療大学校	盛岡市	学校法人龍澤学園	看護学科	3	120	H28.4.1～
学校廃止	水木舞踊学校	盛岡市	水木歌澄	舞踊	3	若干名	H27.3.31

平成26年度 岩手県私立学校一覧(H26.5.1現在)

1 幼稚園

	幼稚園数	学級数	園児数		
			男	女	計
学校法人	82	424	4,714	4,648	9,362
宗教法人	1	3	30	29	59
社会福祉法人	1	3	14	16	30
計	84	430	4,758	4,693	9,451

※ 高田幼稚園含まず(学校数のみカウント)

2 小・中・高等学校

	学校数	学級数	児童・生徒数		
			男	女	計
小学校	1	6	0	88	88
中学校	2	9	50	112	162
高等学校	13	244	3,702	3,614	7,316

※ 高等学校については、通信制課程(573名)及び専攻科(132名)を含む。

3 特別支援学校

	学校数	学級数	生徒数		
			男	女	計
高等部	1	5	44	26	70

4 専修学校

	学校数	生徒数		
		男	女	計
学校法人	17	1,810	1,927	3,737
財団法人	9	390	907	1,297
社団法人	2	28	108	136
個人	2	1	2	3
計	30	2,229	2,944	5,173

※ 盛岡電子商業専門学校含まず(学校数のみカウント)

5 各種学校

	学校数	生徒数		
		男	女	計
社団法人	2	33	156	189
個人	6	102	188	290
計	8	135	344	479

※ アシノ音楽学苑含まず(学校数のみカウント)

1 幼稚園

No.	学校名	所在地	園児数	備考
1	盛岡幼稚園	盛岡市	94	
2	仁王幼稚園	盛岡市	59	H27.4.1～設置者変更
3	盛岡白百合学園幼稚園	盛岡市	75	
4	盛岡三育幼稚園	盛岡市	27	
5	聖パウロ幼稚園	盛岡市	61	
6	青山幼稚園	盛岡市	81	
7	スコール幼稚園	盛岡市	377	
8	のぞみ幼稚園	盛岡市	81	
9	つつみ幼稚園	盛岡市	256	
10	めぐみ幼稚園	盛岡市	111	
11	なでしこ幼稚園	盛岡市	221	H26.10.1～設置者変更
12	水道橋くるみ幼稚園	盛岡市	298	
13	仙北町幼稚園	盛岡市	72	
14	盛岡大学附属厨川幼稚園	盛岡市	60	
15	もみじが丘幼稚園	盛岡市	59	
16	みどりが丘幼稚園	盛岡市	22	
17	盛岡大学附属松園幼稚園	盛岡市	70	
18	都南幼稚園	盛岡市	268	
19	桜幼稚園	盛岡市	116	
20	月が丘幼稚園	盛岡市	157	H27.3.31学校廃止
21	みなみ幼稚園	盛岡市	169	
22	やよい幼稚園	盛岡市	112	
23	ふじみ幼稚園	盛岡市	249	
24	白梅幼稚園	盛岡市	76	
25	青葉幼稚園	盛岡市	289	
26	大谷幼稚園	花巻市	214	
27	花巻みなみ幼稚園	花巻市	91	
28	中央みのり幼稚園	花巻市	84	
29	花巻たかき幼稚園	花巻市	73	
30	湯口大谷幼稚園	花巻市	50	
31	花巻ささま幼稚園	花巻市	75	
32	ゆもと幼稚園	花巻市	49	
33	暁の星幼稚園	北上市	139	
34	専修大学北上幼稚園	北上市	226	
35	やさか幼稚園	北上市	115	
36	むらさきの幼稚園	北上市	230	
37	双葉幼稚園	北上市	163	
38	大堤幼稚園	北上市	122	
39	いわさき幼稚園	北上市	30	
40	水沢幼稚園	奥州市	45	
41	日高幼稚園	奥州市	123	H27.3.31学校廃止
42	姉体幼稚園	奥州市	32	
43	常盤幼稚園	奥州市	74	
44	ひがし幼稚園	奥州市	70	
45	こじか幼稚園	奥州市	64	
46	あけぼの幼稚園	奥州市	15	H27.3.31学校廃止
47	真城幼稚園	奥州市	39	

48	こぼと幼稚園	奥州市	92	H27.3.31～設置者変更
49	八日市幼稚園	奥州市	110	
50	龍澤寺幼稚園	一関市	92	
51	愛心幼稚園	一関市	144	
52	修紅短期大学附属幼稚園	一関市	196	
53	一関幼稚園	一関市	117	H27.3.31学校廃止
54	花泉幼稚園	一関市	57	
55	カトリック清心幼稚園	一関市	51	
56	千厩小羊幼稚園	一関市	49	
57	高田幼稚園	陸前高田市	休校中	
58	海の星幼稚園	大船渡市	65	
59	甲東幼稚園	釜石市	149	
60	正福寺幼稚園	釜石市	94	
61	遠野聖光幼稚園	遠野市	31	
62	光の園幼稚園	遠野市	44	
63	小百合幼稚園	宮古市	107	
64	宮古泉幼稚園	宮古市	242	
65	そけい幼稚園	宮古市	137	
66	ひかり幼稚園	宮古市	56	
67	久慈幼稚園	久慈市	100	
68	ひまわり幼稚園	二戸市	19	
69	福岡幼稚園	二戸市	85	H27.3.31～設置者変更
70	松の丸幼稚園	二戸市	84	
71	ひなぎく幼稚園	八幡平市	77	
72	わかば幼稚園	雫石町	55	
73	岩手中央幼稚園	岩手町	36	
74	つばめ幼稚園	滝沢市	206	
75	大釜幼稚園	滝沢市	288	
76	ふじなでしこ幼稚園	滝沢市	237	
77	あさひ幼稚園	滝沢市	189	
78	日詰幼稚園	紫波町	128	
79	赤石幼稚園	紫波町	153	
80	あづま幼稚園	紫波町	119	
81	矢巾中央幼稚園	矢巾町	118	
82	みどり幼稚園	大槌町	55	
83	おさなご幼稚園	大槌町	41	
84	山田幼稚園	山田町	45	

## 2 小学校

No.	学校名	所在地	児童数	備考
1	盛岡白百合学園小学校	盛岡市	88	

## 3 中学校

No.	学校名	所在地	生徒数	備考
1	岩手中学校	盛岡市	50	
2	盛岡白百合学園中学校	盛岡市	112	

## 4 高等学校

No.	学校名	所在地	生徒数	学科名	備考
1	岩手高等学校	盛岡市	463	普通科	



2	岩手女子高等学校	盛岡市	195	普通科	
			147	看護科	
			82	福祉教養科	
			95	(専攻科)看護	
3	盛岡白百合学園高等学校	盛岡市	484	普通科	
4	江南義塾盛岡高等学校	盛岡市	348	普通科	
			37	情報処理科	
5	盛岡誠桜高等学校	盛岡市	385	普通科	1学年は全科一括募集のため、普通科へ計上
			53	商業科	
			53	家政科	
			72	食物調理科	
			37	(専攻科)子ども未来	
6	盛岡大学附属高等学校	盛岡市	484	普通科	
7	盛岡スコーレ高等学校	盛岡市	346	総合学科	
8	盛岡中央高等学校	盛岡市	1,041	普通科	
			33	自動車工学科	H27.3.31学科廃止
			18	情報処理科	H27.3.31学科廃止
			473	(通信制)普通	
9	花巻東高等学校	花巻市	636	普通科	
10	専修大学北上高等学校	北上市	402	普通科	
			208	商業科	
			123	自動車科	
11	協和学院水沢第一高等学校	奥州市	235	普通科	
			92	調理科	
12	一関学院高等学校	一関市	364	普通科	
			100	(通信制)普通	
13	一関修紅高等学校	一関市	251	普通科	
			59	生活教養科	

#### 5 特別支援学校

No.	学校名	所在地	生徒数	学科名	備考
1	三愛学舎	一戸町	39	高等部普通科	
			31	高等部(専攻科)	

#### 6 専修学校

No.	学校名	所在地	生徒数	学科名	備考
1	岩手看護専門学校	盛岡市	110	本科	
			78	別科	
2	岩手看護高等専修学校	盛岡市	50	准看護科	
3	北日本ヘア・スタイリストカレッジ	盛岡市	140	美容科	
4	盛岡電子商業専門学校	盛岡市	休校中	情報処理科	
				OA事務科	
5	盛岡調理師専門学校	盛岡市	49	調理科	
6	盛岡ヘアメイク専門学校	盛岡市	21	理容科	
			195	美容科	
			36	ビューティーセラピスト科	
7	菜園調理師専門学校	盛岡市	68	調理高度技術学科	
8	岩手リハビリテーション学院	盛岡市	119	理学療法学科	
			116	作業療法学科	
9	盛岡情報ビジネス専門学校	盛岡市	30	ITエキスパート科	

			108	情報システム科	
			115	情報ビジネス科	
			43	会計ビジネス科	
			113	デザイン科	
			54	システム工学科	
			13	総合デザイン科	
			33	WEBネットワーク科	
			37	日本語学科進学Aコース	
			3	日本語学科進学Bコース	
			2	応用日本語学科	
10	盛岡社会福祉専門学校	盛岡市	77	介護福祉科	
			62	医療ビジネス学科	
11	上野法律ビジネス専門学校	盛岡市	37	税理士学科(2年)	
			0	税理士学科(3年)	
			60	総合ビジネス学科	
			0	ビジネスキャリア学科	
			200	法律行政学科(2年)	
			1	法律行政学科(3年)	
			69	行政学科	
12	専門学校盛岡カレッジオブビジネス	盛岡市	32	ホテルビジネス科	
			69	ブライダルビジネス科	
			30	観光ビジネス科	
			22	ショップビジネス科	
			8	会計ビジネス科	
			58	総合ビジネス科(2年)	
			1	総合ビジネス科(1年)	
			0	起業マネジメント科	
			13	パティシエ科(2年)	
			0	パティシエ科(1年)	
13	盛岡医療福祉専門学校	盛岡市	87	介護福祉学科	
			153	保育福祉学科	
			62	社会福祉学科	
			49	心理福祉学科	
			87	医療事務学科	
			227	柔道整復学科(昼)	
			69	柔道整復学科(夜)	
			143	鍼灸学科	
				スポーツ健康学科	H27.4.1～学科新設
14	北日本ハイテクニカルクッキングカレッジ	盛岡市	51	調理科	
			117	高度調理科	
			25	製菓衛生師科	
			73	高度製菓衛生師科	
15	専修学校盛岡中央ゼミナール	盛岡市	204	大学受験科	
16	岩手医科大学医療専門学校	盛岡市	108	歯科衛生学科	
			22	歯科技工学科	
17	盛岡ペットワールド専門学校	盛岡市	53	動物看護師科	
			57	ペット美容トリマー科	
			24	ドクトレーナー科	
			18	ペットショップビジネス科	
			26	ペットマスター科	

18	盛岡公務員法律専門学校	盛岡市	237	公務員ビジネス科(2年)	
			0	公務員ビジネス科(3年)	
			71	公務員専攻科	
			13	公務員上級学科	
			22	キャリア総合学科	
19	北日本医療福祉専門学校	盛岡市	106	介護福祉科	
			61	薬業科	
20	岩手公務員専門学校	盛岡市	20	公務員ビジネス学科	
			9	公務員教養学科	
21	大原スポーツ公務員専門学校盛岡校	盛岡市		スポーツ学科	H27.4.1～学校新設
				公務員2年制学科	
				公務員1年制学科	
22	大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校	盛岡市		経理本科2年制学科	H27.4.1～学校新設
				介護福祉学科	
23	花巻高等看護専門学校	花巻市	118	看護科	
24	岩手理容美容専門学校	花巻市	0	理容科(高等課程)	
			3	美容科(高等課程)	
			4	理容科	
			6	美容科	
25	専修大学北上福祉教育専門学校	北上市	116	保育科	
			74	福祉介護科	
26	水沢学苑看護専門学校	奥州市	120	看護科	
27	一関市医師会附属一関看護高等専修学校	一関市	58	准看護科	
28	一関市医師会附属一関看護専門学校	一関市	78	看護科(夜)	
29	東北ヘアモード学院	一関市	0	理容科(高等課程)	
			2	美容科(高等課程)	
			4	理容科	
			40	美容科	
30	一関経理専門学校	一関市	3	経理科	
31	国際医療福祉専門学校一関校	一関市	70	救急救命学科	
				理学療法学科	H27.4.1～学科新設
32	北日本高等専修学校	矢巾町	11	一般教養学科	

## 7 各種学校

No.	学校名	所在地	生徒数	課程名	備考
1	アシノ音楽学苑	盛岡市	休校中	音楽	
2	水木舞踊学校	盛岡市	51	舞踊	H27.3.31学校廃止
3	関谷珠算学校	盛岡市	51	珠算	
4	盛岡市医師会附属盛岡准看護学院	盛岡市	100	看護	
5	岩手第一珠算学校	盛岡市	55	珠算	
6	盛岡市医師会附属盛岡高等看護学院	盛岡市	89	看護	
7	花巻大谷学園	花巻市	20	華道	
8	第一珠算学校	北上市	113	珠算	